

# 早川町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



平成31年3月

早川町

# 目 次

<b>第 1 章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 目的 .....	1
2 計画期間 .....	1
3 対象範囲 .....	1
4 対象となる温室効果ガス .....	1
<b>第 2 章 温室効果ガス排出量の目標</b> .....	<b>2</b>
1 方針 .....	2
2 目標 .....	3
<b>第 3 章 取組内容</b> .....	<b>4</b>
1 職員等の意識啓発活動の推進 .....	4
2 活動実績のとりまとめと公表 .....	5
<b>第 4 章 計画の進行管理</b> .....	<b>6</b>
1 推進体制 .....	6
2 進行管理の仕組み .....	7
<b>参考資料</b>	
1 早川町地球温暖化対策委員会設置要綱	
2 対象組織・施設等一覧	

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 目的

早川町では、『地球温暖化対策計画』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「早川町地球温暖化対策実行計画」を策定し、取組を推進していきます。

### 地球温暖化対策の推進に関する動き

環境を巡る動きの中で地球温暖化対策については、平成4（1992）年に気候変動枠組条約締結後、国際的な排出削減の枠組の構築に向けて協議が継続的に行われました。結果として平成27（2015）年にはパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされました。

これを受け、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成28（2016）年に「地球温暖化対策計画」が策定されました。温室効果ガス排出量を2030年度において、2013年比26%削減することを中期目標として、その達成に向け排出削減と吸収量確保に着実に取り組むとともに、長期的な目標として2050年度までに80%の削減を目指し、目標達成を見据えた戦略的な取り組みを図ることとなりました。この計画の中に市町村も本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し実施していくことと明記されています。

## 2. 計画期間

令和1年（2019）年度から令和5（2024）年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成30（2018）年度とします。

## 3. 対象範囲

「早川町地球温暖化対策実行計画」の対象範囲は、早川町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

また、新たに施設等を追加する場合は、計画更新時に追加していく事とします。

## 4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）として取組を推進していきます。

## 第2章 温室効果ガス排出量の目標

### 1. 方針

早川町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

#### 基本理念

早川町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育てていくために、早川町では、「早川町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

#### 基本方針

##### 1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

##### 2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

##### 3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成 31 年 3 月 31 日 早川町長 辻 一幸

## 2. 目標

早川町は、計画期間中に、町役場等から出る温室効果ガス総排出量を、令和5年度までに、5%削減します（平成30年度を基準とします）。

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、第4章に示すように、適宜、情報公開していきます。

### 温室効果ガス排出量の現状

平成30年度実績		
品目	使用量	CO2 排出量 (kg-co2)
LP ガス (m <sup>3</sup> )	49,467	796
軽油 (L)	11,778	220
ガソリン (L)	486,614	8,905
電気 (kWh)	646,751	335,744
合計	—	345,665

### 目標

早川町は、  
計画期間中の温室効果ガス総排出量を5%削減します。

### 目標値

品目	CO2 排出量 (kg-co2)
LP ガス (m <sup>3</sup> )	756
軽油 (L)	209
ガソリン (L)	8,460
電気 (kWh)	318,987
合計	328,382

## 第3章 取組内容

早川町地球温暖化対策委員会事務局は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

### 1. 職員等の意識啓発活動の推進

- ・省エネルギー化への推進。
- ・省資源の推進。
- ・再生可能エネルギー等の導入の検討。
- ・更なる緑化の推進。

早川町全体全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。早川町地球温暖化対策委員会事務局は、関連するポスター等の掲示や、地球温暖化防止に係る情報発信など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

### 2. 活動実績のとりまとめと公表

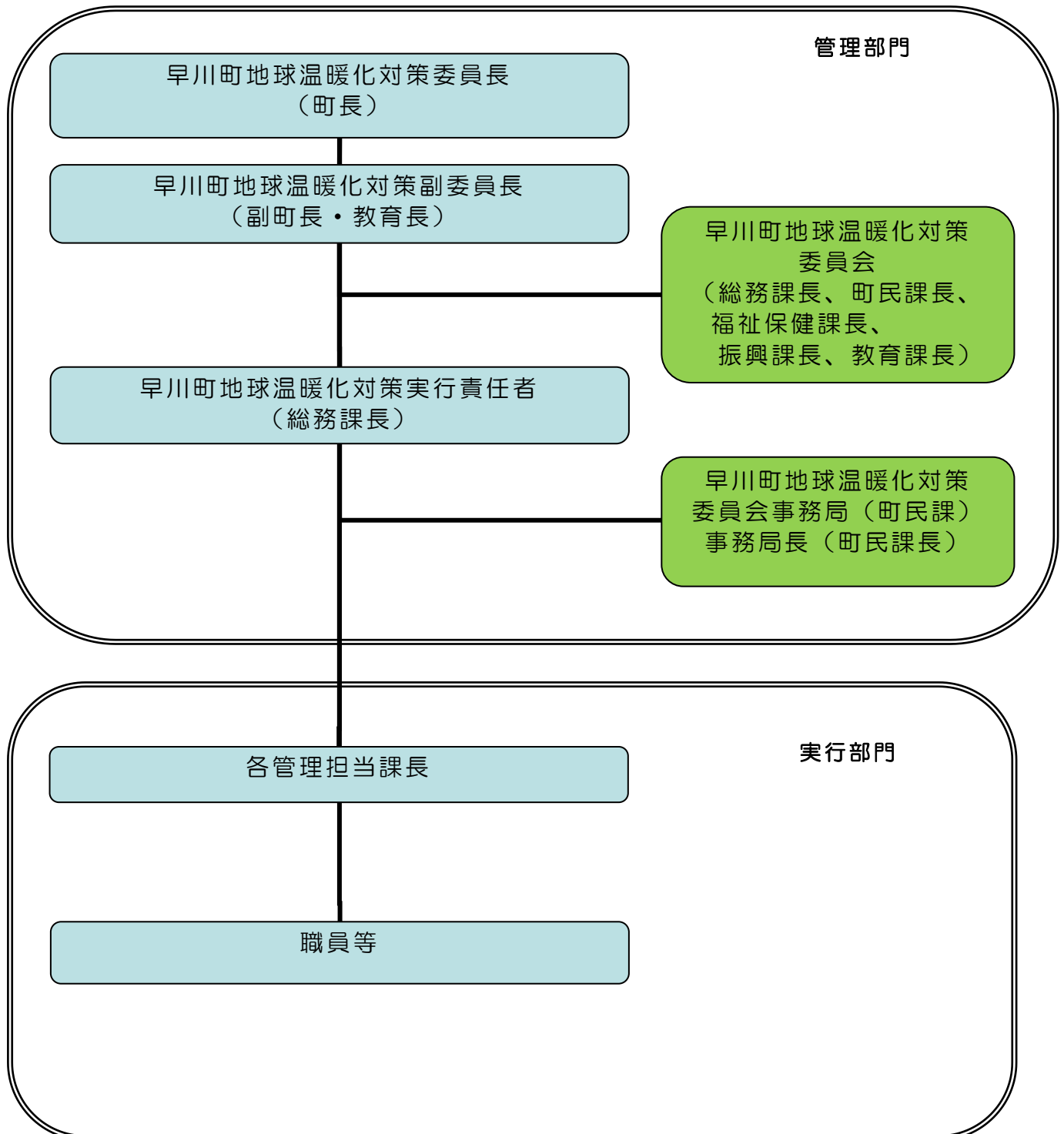
早川町地球温暖化対策委員会事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、早川町地球温暖化対策委員会に報告する。

また、早川町地球温暖化対策委員会事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、ホームページ等を活用し、住民に公表します。

## 第4章 計画の進行管理

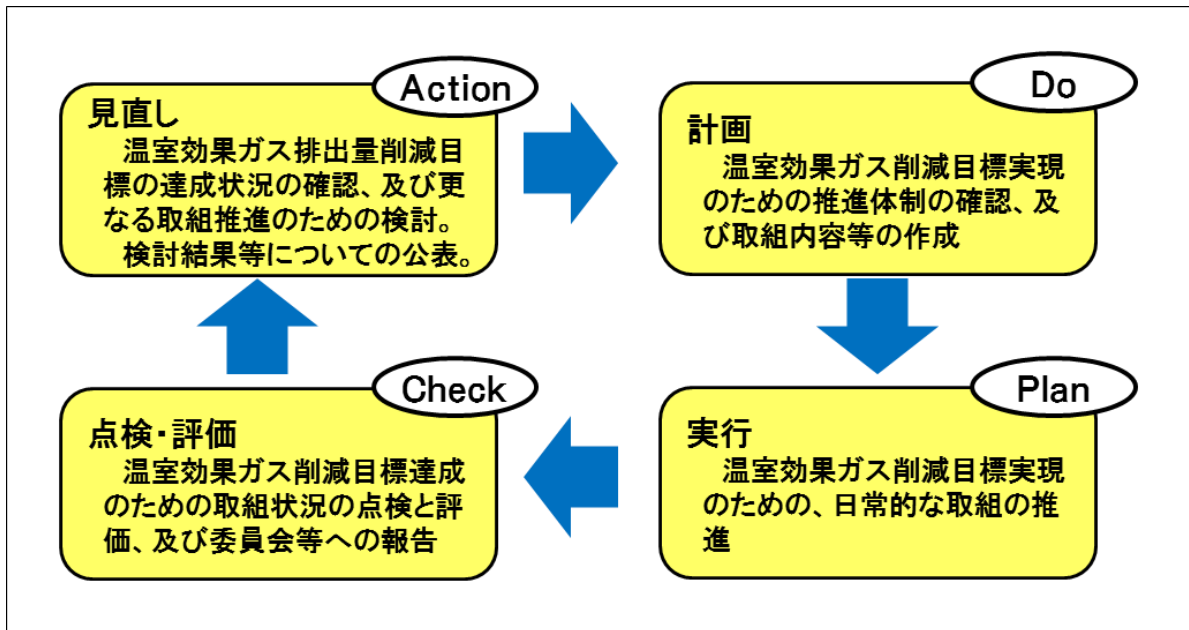
### 1. 推進体制

「早川町地球温暖化対策実行計画」は、次の体制で実施します。  
詳細は「早川町地球温暖化対策委員会設置要綱」に定めます。



## 2. 進行管理の仕組み

「早川町地球温暖化対策実行計画」の仕組みは次のとおりです。  
進行管理の仕組み図



### ①計画（Plan）

課長等は、第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取組の励行等について職員に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。

### ②実行（Do）

職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に省エネルギー・節電等の取り組みをし、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。

### ③点検・評価（Check）

管理担当課長は、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況（改修・更新等）の状況を把握する。

### ④見直し（Action）

地球温暖化対策実行責任者（総務課長）は、早川町地球温暖化対策委員会事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括する。

早川町地球温暖化対策委員会は、地球温暖化対策実行責任者（総務課長）の報告を踏まえて、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。



## 參考資料

## 参考資料1 早川町地球温暖化対策委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 「早川町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「早川町地球温暖化対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (4) その他、必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事後があるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長には、副町長、教育長をもって充てる。
- 4 実行責任者は、地球温暖化対策内容を取り決め、これを推進する。実行責任者は、総務課長をもって充てる。
- 5 事務局長は、事務の取りまとめを行う。事務局長は町民課長をもって充てる。
- 6 委員は、早川町行政組織規則に規定する課長をもって充てる。

### (委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、主催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、町民課環境担当において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

## 参考資料2 対象組織・施設等一覧

施設名	所属	住所
早川町役場	総務課	早川町高住758番地
早川町保健センター	福祉保健課	早川町保1241番地
早川町立南保育所	福祉保健課	早川町高住617番地の12
早川町立早川中学校	教育課	早川町保666番地
早川町立早川北小学校	教育課	早川町大原野163番地
早川町立早川南小学校	教育課	早川町高住574番地
早川町学校給食センター	教育課	早川町保609-1番地
早川町民会館	教育課	早川町保509番地